

題名：

F・ジルー『女性のための 100 の施策』 —フランス社会における職業上の男女平等の進展を中心に—

寺本 友理香

要旨：

本論文は F・ジルー『女性のための 100 の施策』 *Cent mesures pour les femmes* (1976 年) に焦点を当てる。同書は、首相付女性の地位担当政務次官 F・ジルーが、当時の働く女性が不利な状況に置かれている環境を立法面から問題視し、改善策として国会に提出した 100 施策である。これまで十分な評価がされてこなかった同書の分析を通じ、彼女の指摘と今日のフランスの政策の類似性を明らかにし、同書の再評価を試みることを目的とする。

序章では、同書の時代背景として、1970 年代フランスの女性を取り巻く環境を、経済的状況と女性労働、政治情勢、女性解放運動の 3 点からアプローチした。

第一章では、フランソワーズ・ジルー *Françoise Giroud* の経歴をたどった。映画製作スタッフとジャーナリストとしての経験が『女性のための 100 の施策』の基盤となったことを記述した。次に『女性のための 100 の施策』の概要を示し、「職業生活における男女平等の施策」、「職業生活と家庭生活との両立」、「社会保障上の平等」、「教育関連」「すべての年齢層のための総則」に分類した。

第二章から第四章までは、ジルーが提示した施策と現行法との類似性を示唆した。

第二章では、職業生活における施策、とりわけ①男女間の同一価値労働同一賃金の施策 19, 21 と男女職業平等法(1983 年)と②行政への女性参加の施策 84 と男女同数制法(2000 年)に焦点を当て、女性が男性と同等な権利と義務を得る変遷を明らかにした。

第三章では職業生活と家庭生活の両立における施策として、パートタイム労働とフレックスタイム制度の施策 22、24、25～27 とオブリー法(1998 年)及び、育児休暇の施策 47 と育児親休暇法(1977 年)の制定過程に焦点を当て、男女双方の共通の権利への変遷を見た。

第四章では「社会保障上の平等」の施策として、家族手当及び遺族年金に関する施策 52, 95, 96 と社会保障政策、及び「教育関連」として教科書における差別を言及した施策 1 と教科書再考委員会に焦点を当て、不利な状況に置かれた女性たちの姿を浮き彫りにした。

第五章ではジルーの施策と改良主義的女性解放思想との類似性を示し、ジルーの主張の位置づけを確定した。また日本社会への示唆として、同一価値労働同一賃金原則を挙げた。

以上の考察から、ジルーの指摘の的確性は、統計資料及び当時のフランス人女性が置かれた客観的状況と立法上の問題点を結びつけたことからくる。そして『女性のための100の施策』は、女性に対する権利と義務の要求及び男女の社会的同等を目指した施策を提示し、現在のフランスの政策に反映されているため、貴重な提言書であることを指摘した。